

西伊豆町

第 10 期高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画
(令和 6 年度～令和 8 年度)

1 計画の概要

計画の趣旨

これまでの高齢者施策に関する取組を継続しつつ、関係機関や地域住民と連携、協力しながら、介護予防・生活支援サービスの体制整備、在宅医療・介護連携等の取組や認知症施策などを推進し、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して、自分らしく生きがいを持って暮らすことのできるまちづくりを目指して、新たに「西伊豆町第 10 期高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」を策定します。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間です。

なお、本計画は、85 歳以上の高齢者が急増するとみられる令和 22 年及び令和 32 年を見据えた、中長期的な視点に基づいて策定されます。

計画の理念

本計画は、「第 2 次西伊豆町総合計画」を最上位計画として位置づけているとともに、その他の健康福祉分野の計画や関連分野の計画と整合を図りながら連携・推進していく必要があります。以上を踏まえて、本計画では基本理念を「地域で支え合う健幸で長寿なまち」とし、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

基本理念

地域で支え合う健幸で長寿なまち

基本目標

- 目標 1 健康でいきいきとした暮らしの創出
- 目標 2 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 目標 3 健全かつ安定的な介護保険事業の運営

2 計画の展開

基本目標 1 健康でいきいきとした暮らしの創出

高齢者の健康でいきいきとした豊かな生活を送ることができるよう、健康教育や健康指導、各種健診（検診）等を通じた町民全体の健康づくりを推進するとともに、在宅生活を送る高齢者とその家族への支援を充実させます。

また、高齢者が豊富な知識や経験を活かして地域で活躍し、生きがいを持って生活を送れるよう、高齢者サロンや文化活動、就業等の支援を通じて社会参加を促進していきます。

1 保健・福祉サービスの充実

2 生きがいづくり・社会参加の促進

基本目標 2 地域包括ケアシステムの深化・推進

住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援等の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、中心的役割を担う地域包括支援センターの体制整備を図るとともに、介護予防に係る取組や認知症施策、在宅医療と介護の連携に向けた取組等を推進していきます。

また、防災・防犯対策や住みよいまちづくりを通じて、高齢者だけでなく誰もが安全・安心に暮らせる地域社会づくりを図っていきます。

1 地域支援事業の推進

2 地域包括ケアシステムの基盤整備

3 暮らしやすい地域づくり

基本目標 3 健全かつ安定的な介護保険事業の運営

介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていくとともに、介護保険制度の持続可能性の確保を図ります。

加えて、要介護認定の適正化やケアプランの点検等の介護給付適正化を図ることで、サービス提供体制の充実を図ります。

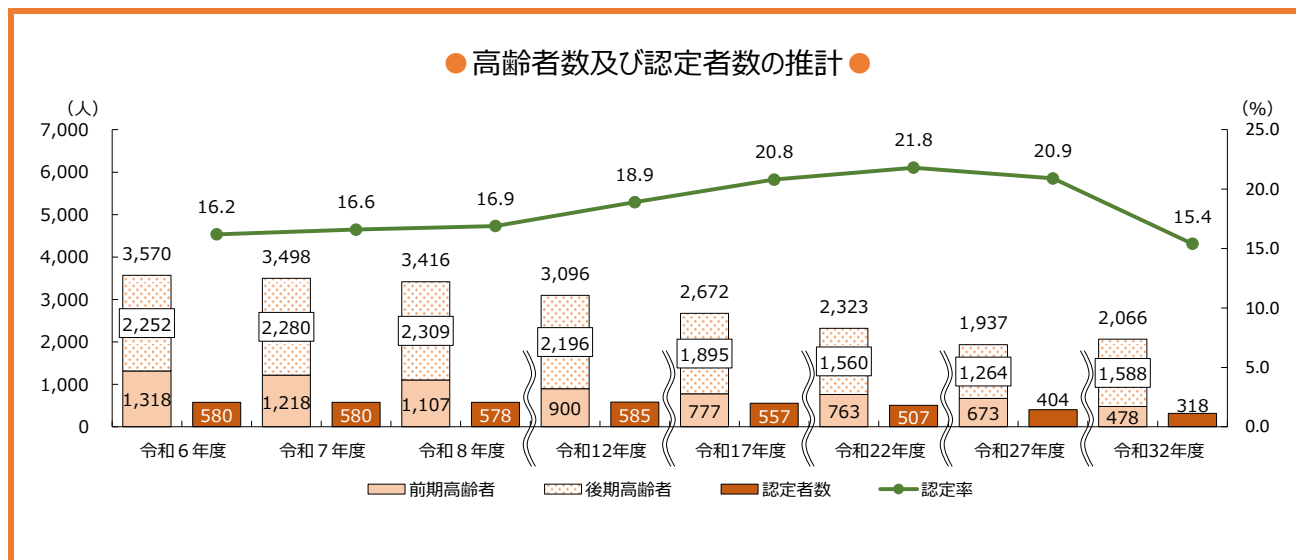
1 介護サービス・介護予防サービスの推進

3 認定者数及び介護保険事業費等の推計

高齢者数・認定者数の推計

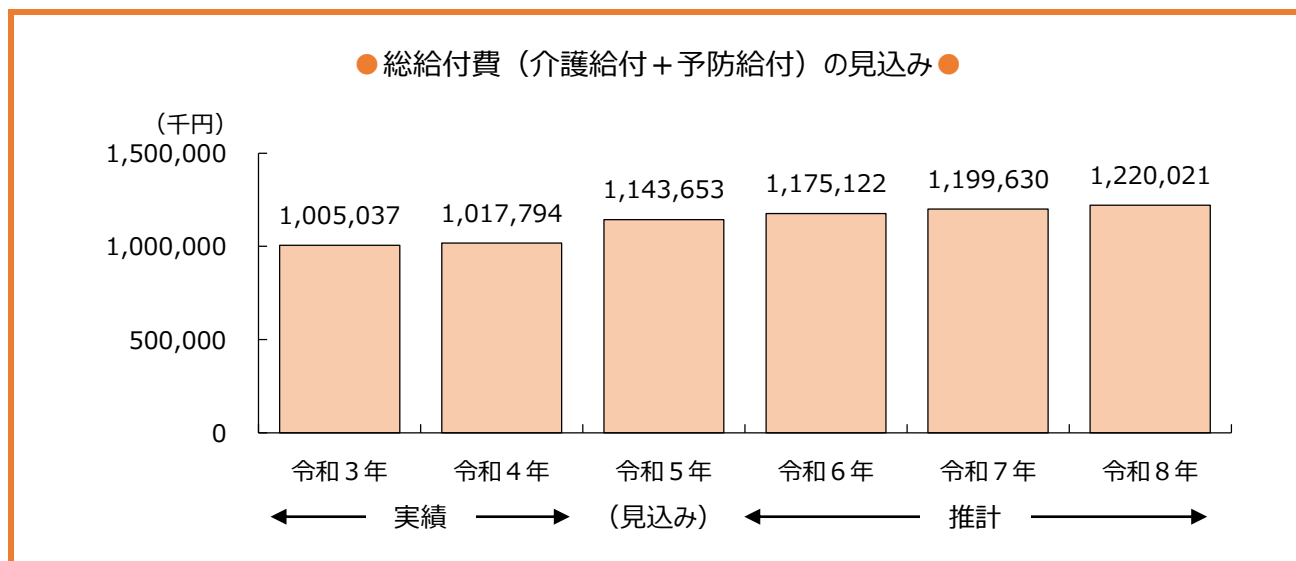
本計画の期間中は、高齢者は緩やかに減少しますが、75歳以上の後期高齢者数が65～74歳の前期高齢者数を上回る状況が続くことが見込まれます。

そのため、介護や支援を必要とする認定者数も増え、本計画期間の最終年度である令和8年度には、65歳以上の認定者数は578人となり、認定率は16.9%になることが予想されています。



介護保険事業にかかる費用の推計

第1号被保険者の保険料算定の基礎となる介護保険サービスの利用にかかる給付費（総給付費）は、第8期計画期間では増加傾向が見られました。今後の後期高齢者数や認定者数の増加に伴い、サービスの利用も増加する可能性があることを考慮すると、第9期計画期間においても引き続き増加傾向となることを見込まれます。



第1号被保険者の保険料月額基準額の設定

介護保険制度の財源は、公費と介護保険料で賄われます。

第9期介護保険料は5,400円を保険料基準月額として設定します。所得段階及び保険料率については、低所得者の負担軽減を図るため、被保険者の負担能力に応じ、13段階の所得段階区分に設定します。

所得段階	所得等の条件		割合	保険料（月額）
第1段階	生活保護を受給している人		基準額× 0.455	29,400円 (2,450円)
	町民税非課税世帯全員が	前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金所得を除く）の合計が80万円以下の人		
		前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の人		
第2段階	町民税非課税本人が	前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金所得を除く）の合計が120万円超の人	基準額× 0.685	44,300円 (3,692円)
第3段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金所得を除く）の合計が120万円超の人	基準額× 0.690	44,700円 (3,725円)
第4段階	町民税非課税本人が	前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金所得を除く）の合計額が80万円以下の人	基準額× 0.900	58,300円 (4,860円)
第5段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金所得を除く）の合計額が80万円超の人	基準額× 1.000	64,800円 (5,400円)
第6段階	町民税課税本人が	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額× 1.200	77,700円 (6,480円)
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額× 1.300	84,200円 (7,020円)
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額× 1.500	97,200円 (8,100円)
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額× 1.700	110,100円 (9,180円)
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額× 1.900	123,100円 (10,260円)
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額× 2.100	136,000円 (11,340円)
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額× 2.300	149,000円 (12,420円)
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額× 2.400	155,500円 (12,960円)

第9期計画では、第1号被保険者の介護保険料について、給付費に対する5割の公費負担とは別に公費を投入し、次のとおり低所得者の方の保険料が軽減されます。

対象となる所得段階	保険料基準額に対する保険料率	保険料（月額）
第1段階	0.455 ⇒ 0.285	18,400円（1,534円）
第2段階	0.685 ⇒ 0.485	31,400円（2,617円）
第3段階	0.690 ⇒ 0.685	44,300円（3,692円）

※千円以下を四捨五入しているため、合計数値が合わない場合があります。

令和6年3月発行

編集：西伊豆町 健康福祉課 介護保険係 〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科 401-1
TEL (0558) 52-1961 FAX (0558) 52-3210